

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿



「税理士法改正に関する意見（タタキ台）等に関する 日税連と国税庁の協議要旨」に関する要望書

平成12年7月28日
全国青年税理士連盟
会長 富田
東京都渋谷区千駄ヶ谷
電話 03-3456-1234



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日ごろは当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。
さて、平成12年6月15日付「税理士界」で公表されました「税理士法改正に関する意見（タタキ台）等に関する日税連と国税庁の協議要旨」は、今回の法改正の方向性を示すものと理解しております。以下自由民主党税理士制度改革推進議員連盟総会において決定されました項目区分のうち、特に「1. 法改正事項として採り上げたいと考えているもの」の中から次の点を指摘させていただきます。

1. 【5. 試験科目の一部免除】

(1) [修士・講師の免除の見直しには、理由付けとともに文部省、大学関係者等との調整が必要]について

学位取得に係る試験免除について、一切無試験で税理士資格を取得できる仕組みを残すことは、試験受験者との均衡・公平性の観点から問題があることは、規制改革委員会からも指摘されております。税理士となる資質の検証は試験によることを原則とすべきであり、学位取得者についても税理士試験を課すという考え方で取り組むべきです。貴会の「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」（以下「タタキ台」という）における「試験は、税理士の使命を達成し、納税者の信頼に応えるために必要な資質についての検証を行う制度であり、例外的措置である試験免除制度を幅広く設けることは、その資格の社会的評価を低めることになりこそそれ、決して高めることにはならない。」との意見を全面的に支持します。

(2) [税務職員の試験免除制度は、合理性について、なお検討を深める]について

「タタキ台」には、税務職員の税法免除要件である事務従事期間を5年間伸長する。また、会計学の免除は検討すべき。と記載されていましたが、本協議要旨では具体的指摘を避け、「合理性について、なお検討を深める」

とされています。規制改革委員会が指摘した「公平性」という視点が完全に欠落しています。公平性についての検討は不要とのことでしょうか。規制緩和推進 3か年計画（再改定）が指摘しておりますように、制度の信赖性の観点から資格取得の「公平性」について協議されれば、行政事務経験の内容と免除される科目との関係を精査した結果、全科目免除は認められない、との結論に至るのは必然と考えます。

2. 【11. 税務訴訟における税理士の地位に関する規定】

(1) [出廷陳述権と法 1 条との関係について要検討] について

日税連は今回の法改正を「21 項目」に絞り込んだ段階で「使命の明確化」を改正項目から外しましたが、その理由は、現行税理士法・第 1 条は、税理士の使命が納税者の権益保護にあることを導くことが十分可能と判断したからであると推測します。特に「独立した公正な立場」は、昭和 63 年 5 月、日税連制度部が会長宛てに答申した「税理士法第 1 条に定める税理士のあり方について」で明らかにしており、「独立した公正な立場においてという場合、一つには、税務当局に対しての独立ということを意味しており税務当局の補助的機関ではなく、これとは独立対等の立場である事を意味する。また一つには、納税者との関係において納税者に従属した権利擁護ではなく、正すべきものは正すとともに、過大に義務を負わないという見地から、納税者の権利を守り、その利益を正しく擁護するものであることを意味している。したがって、税理士は、納税義務を適正に実現するため、憲法に定められた租税法律主義に基づき、税法を遵守して、基本的には納税者の税法上の正当な諸権利を守る立場から対処することが要請される。」としています。

このような考え方をもとに、出廷陳述権について日税連はタタキ台において次のように主張しています。

- 税理士の使命達成のため、委嘱された事案について訴訟に発展した場合は、税理士自らが訴訟代理人となることが望ましいことは言うまでもないが、税理士が訴訟代理人になる要件（訴訟法に関する専門知識の有無）もさることながら、弁護士の職域を侵害する結果となることから、当面は税理士が裁判所の許可を得ずして当事者又は訴訟代理人と共に出廷し陳述することができること（出廷陳述権）を税理士法上規定すべきである。

以上から、出廷陳述権と税理士法第 1 条とのあいだには、関係を検討すべき事項が存在しないのは明らかです。

日税連は今後の折衝にあたり、再度「使命」を中心に理論を再構築し、疑義を晴らすべきであると考えます。

以上